

(福島県報第七十五号付録)

令和三年  
一月 中

# 福島県報

目録

定例  
号外

第百六十五号から  
第百七十号まで  
第一号から  
第二号まで

## 規則

- 一 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 日 号外 ページ  
五 九
- 二 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 五 一〇

## 告示

- 一 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三 一
- 二 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三 一
- 三 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三 二
- 四 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三 二
- 五 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三 二
- 六 同 三 二
- 七 同 三 三
- 八 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三 三
- 九 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三 三

- 一〇 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 三 三
- 一一 土地改良法により換地計画を定めた件 三 三
- 一二 道路の区域を変更する件 三 四
- 一三 同 三 四
- 一四 道路の供用を開始する件 三 四
- 一五 同 三 四
- 一六 同 三 五
- 一七 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三 一
- 一八 同 三 一
- 一九 同 三 一
- 二〇 同 三 二
- 二一 同 三 二
- 二二 同 三 二
- 二三 同 三 二
- 二四 同 三 二
- 二五 同 三 三
- 二六 同 三 三
- 二七 同 三 四



五	漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	三	三	三
六	同	三	三	三
七	同	三	三	三
八	同	三	三	三
九	同	三	三	三
一〇	道路の区域を変更する件	三	三	三
一一	同	三	三	三
一二	同	三	三	三
一三	同	三	三	三
一四	道路の供用を開始する件	三	三	三
一五	同	三	三	三
一六	同	三	三	三
一七	同	三	三	三
一八	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三	二	三
一九	同	三	二	三
二〇	同	三	二	三
二一	同	三	二	三
二二	同	三	二	三
二三	同	三	二	三
二四	同	三	二	三
二五	市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可した件	三	二	三
二六	福島県議会定例会を招集する件	三	二	三
二七	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三	二	三
二八	同	三	二	三
二九	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三	二	三
三〇	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三	二	三
三一	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	三	二	三
三二	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三	二	三
三三	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三	二	三
九	同	三	三	三
一〇	同	三	三	三
一一	同	三	三	三
一二	保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三	二	三
一三	生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	三	二	三
一四	生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	三	二	三
一五	生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	三	二	三
一六	県営土地改良事業計画を変更した件	三	二	三
一七	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三	二	三
一八	同	三	二	三
一九	同	三	二	三
二〇	同	三	二	三
二一	同	三	二	三
二二	同	三	二	三
二三	同	三	二	三
二四	同	三	二	三
二五	同	三	二	三
二六	同	三	二	三
二七	同	三	二	三
二八	同	三	二	三
二九	同	三	二	三
三〇	同	三	二	三
三一	同	三	二	三
三二	同	三	二	三
三三	同	三	二	三

公 告

一	落札者を決定した件	三	三
二	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三	六
三	随意契約の相手方を決定した件	三	六
四	同	三	六
五	同	三	七
六	同	三	七
七	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五	四
八	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五	四
九	同	五	四
一〇	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五	五
二	落札者を決定した件	九	八
三三	保安林の指定施業要件を変更する件	元	六
三四	道路の区域を変更する件	元	七
三五	同	元	六
三六	同	元	五
三七	同	元	五
三八	同	元	五
三九	同	元	五
四〇	同	元	六
四一	同	元	六
四二	同	元	六
四三	同	元	六
四四	同	元	六
四五	同	元	六
四六	同	元	六
四七	同	元	六
四八	同	元	六
四九	同	元	六
五〇	同	元	六
五一	同	元	六
五二	同	元	六
五三	同	元	六
五四	同	元	六
五五	同	元	六
五六	同	元	六
五七	同	元	六
五八	同	元	六
五九	同	元	六
六〇	同	元	六
六一	同	元	六
六二	同	元	六
六三	同	元	六
六四	同	元	六
六五	同	元	六
六六	同	元	六
六七	同	元	六
六八	同	元	六
六九	同	元	六
七〇	同	元	六
七一	同	元	六
七二	同	元	六
七三	同	元	六
七四	同	元	六
七五	同	元	六
七六	同	元	六
七七	同	元	六
七八	同	元	六
七九	同	元	六
八〇	同	元	六
八一	同	元	六
八二	同	元	六
八三	同	元	六
八四	同	元	六
八五	同	元	六
八六	同	元	六
八七	同	元	六
八八	同	元	六
八九	同	元	六
九〇	同	元	六
九一	同	元	六
九二	同	元	六
九三	同	元	六
九四	同	元	六
九五	同	元	六
九六	同	元	六
九七	同	元	六
九八	同	元	六
九九	同	元	六
一〇〇	同	元	六

福島県教育委員会

一	随意契約の相手方を決定した件	元	六
二	職員表彰を実施した件	元	三
三	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	元	三
四	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	元	三
五	一般競争入札を行う件	元	三
六	同	元	三
七	同	元	三
八	同	元	三
九	同	元	三
一〇	同	元	三
一一	同	元	三
一二	同	元	三
一三	同	元	三
一四	同	元	三
一五	同	元	三
一六	同	元	三
一七	同	元	三
一八	同	元	三
一九	同	元	三
二〇	同	元	三
二一	同	元	三
二二	同	元	三
二三	同	元	三
二四	同	元	三
二五	同	元	三
二六	同	元	三
二七	同	元	三
二八	同	元	三
二九	同	元	三
三〇	同	元	三
三一	同	元	三
三二	同	元	三
三三	同	元	三
三四	同	元	三
三五	同	元	三
三六	同	元	三
三七	同	元	三
三八	同	元	三
三九	同	元	三
四〇	同	元	三
四一	同	元	三
四二	同	元	三
四三	同	元	三
四四	同	元	三
四五	同	元	三
四六	同	元	三
四七	同	元	三
四八	同	元	三
四九	同	元	三
五〇	同	元	三
五一	同	元	三
五二	同	元	三
五三	同	元	三
五四	同	元	三
五五	同	元	三
五六	同	元	三
五七	同	元	三
五八	同	元	三
五九	同	元	三
六〇	同	元	三
六一	同	元	三
六二	同	元	三
六三	同	元	三
六四	同	元	三
六五	同	元	三
六六	同	元	三
六七	同	元	三
六八	同	元	三
六九	同	元	三
七〇	同	元	三
七一	同	元	三
七二	同	元	三
七三	同	元	三
七四	同	元	三
七五	同	元	三
七六	同	元	三
七七	同	元	三
七八	同	元	三
七九	同	元	三
八〇	同	元	三
八一	同	元	三
八二	同	元	三
八三	同	元	三
八四	同	元	三
八五	同	元	三
八六	同	元	三
八七	同	元	三
八八	同	元	三
八九	同	元	三
九〇	同	元	三
九一	同	元	三
九二	同	元	三
九三	同	元	三
九四	同	元	三
九五	同	元	三
九六	同	元	三
九七	同	元	三
九八	同	元	三
九九	同	元	三
一〇〇	同	元	三

福島県教育委員会教育長

一	福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	元	五
二	技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	元	五

公 告

一	落札者を決定した件	元	四
---	-----------	---	---

福島県人事委員会

規 則	警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則	三	五
告 示	職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則	三	五

正誤

同 令和二年十二月二十二日付け号外第七十号中

三 五

二五 六